

○香川大学農学部学生表彰規程

平成16年4月1日

改正 平成19年5月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学農学部（以下「本学部」という。）における学生の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の1に該当し、他の学生の模範になると認められる者を対象に行う。

- (1) 卒業（早期卒業を含む。）及び飛び級時において、特に優秀な成績を修めたと認められる学生
- (2) 各学年において、特に優秀な成績を修めたと認められる学生
- (3) 学術研究活動において、顕著な業績を挙げたと認められる学生又は学生団体
- (4) 社会活動において特に顕著な功績があり、社会的に高い評価を受けたと認められる学生又は学生団体
- (5) 国際交流の発展に著しい貢献をしたと認められる学生又は学生団体
- (6) その他、各前各号に準ずるもので表彰に値する功績があったと認められる学生又は学生団体

(被表彰者の選考)

第3条 学部長は、前条各号の1に該当すると認める者があるときは、学生支援委員会で審議し教授会の議を経て決定する。

2 学部長は、被表彰者を決定したときは運営会議、教授会に報告する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、第2条第1号については、卒業式当日に行い、その他については、その都度行う。

(公表)

第6条 学部長は、被表彰者の所属、氏名等を本学部内に公表する。

(表彰状)

第7条 その他表彰に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成19年5月17日）

この規程は、平成19年5月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。